

# 川越藩医沼田一斎と故郷の村

小松 賢 司

## はじめに

明治維新研究を精力的に進めてきた宮地正人氏は、「嘉永六（一八五三）年以降、近世から近代への巨大な転換期における大きな歴史的特徴の一つは、情報に対する国民各層のすさまじいほどの欲求のたかまりであろう<sup>(1)</sup>」と述べ、幕末維新时期を考える上での「情報」というテーマの重要性を指摘し、さらに、「政治情報の商品化が幕藩権力により厳しく弾圧されている状況のもとでは、政治情報の生産・流通面における分業がまったく成立しえず、全国的に成立する政治情報需要層は、自らが情報蒐集・発信主体になることによってのみ、はじめて政治情報を等価交換の形で入手しえた<sup>(2)</sup>」と、近世社会における「情報」の特質を端的に指摘している。

「情報」をテーマとした研究は、「最近の近世史研究の中でもっとも豊穡な成果をもたらした<sup>(3)</sup>」と評されるほどの活況を呈しているが、このテーマにおける大きな論点の一つは、右のような「情報」の近世的特質のもとで、人々が

川越藩医沼田一斎と故郷の村（小松）

いかにして能動的にそれを入手したかを問う、情報収集ルートの問題であった。そして情報収集が、収集者の既存の関係を前提にしていることが明らかにされるなかで、学問や詩歌・芸術などの受容・発信にもなって形成された「文化的ネットワーク」の、情報収集に果たした役割が注目されるようになった。

川越（現、埼玉県川越市）の北西約三里に位置する武蔵国人間郡赤尾村（現、埼玉県坂戸市）で、幕末期に名主を務めた林半三郎信海は、詳細な日記や風説留を残しており、情報収集を積極的に行った豪農としてたびたび取り上げられている。信海の情報収集ルートを細かく検討した太田富康氏は、学問・文芸活動のなかで形成された「知識人としての交流」が、情報収集に大きな役割を果たしたと述べ、その代表例として、「国学者として川越藩に仕えた」（実際には医師として仕えた）沼田一斎をあげて、藩士などとの「知識人としての交流」が、「質量ともに優れた情報」の入手を可能にしたとの見通しを立てている。<sup>(4)</sup>

この沼田一斎について、拙稿では、林家にとつての重要な金銭借用先であったことを明らかにした。一斎は、天保四年に検校となった沼田順義<sup>(5)</sup>三芳野検校の嗣子である。周知の通り、検校は活発な金融活動を行ったのであり、嗣子である一斎も、それにとまない金融資本という性格を帯びていたのではないかと推測できる。また、本論で改めて述べる通り、信海が名主を務める赤尾村は、一斎が生まれ育った故郷の村であった。こうしたことから、林信海と沼田一斎との関係について、単純に「知識人としての交流」というだけでは評価しきれない多面性が予想できよう。

「文化的ネットワーク」研究について、小野将氏は、「時代の動向一般のみならず、各地域固有の社会構造や支配関係においても文人たちの立脚する位置を見定めてゆくことは、なおも残された課題」だと指摘している。<sup>(7)</sup> 林信海の情報収集に重要な役割を果たしたとされる沼田一斎について、その立ち位置や取り結んだ関係を検討することは、こうした課題へのアプローチともなるのではないか。

本稿は以上のような関心から、沼田一斎が故郷の村、すなわち赤尾村と、同村の名主である林家との間で取り結んだ関係を明らかにするものである。但し、一斎側の史料は現存しておらず、林家に伝来した史料を用いて分析を行うため、分析はおのずと限定的なものにならざるを得ないことを、あらかじめお断りしておく。

## 一 赤尾村との関係

### 1 一斎の実家と養家

沼田一斎の養父である沼田順義<sup>(8)</sup>は、寛政四（一七九二）年に上野国で生まれ、川越藩御用達商人の横田五郎兵衛に見込まれて川越へ移住し、私塾と医業を営んだという。天保元（一八三〇）年には三芳野城長と名乗って『紙長戸風』を刊行、天保四年にも『国意考弁妄』を刊行し、本居宣長や賀茂真淵を批判している。また時期は不明だが、川越藩主に国学進講を行い、扶持を受けたと言われている。天保四年には検校となり、以後は江戸湯島に居住し、嘉永二（一八四九）年に没している。

赤尾村の「縁組引取送覚帳」<sup>(9)</sup>には、文政一三（天保元・一八三〇）年に、赤尾村の百姓文助の倅で一七歳の三代治が、川越志義町の沼田道意の智養子となったとの記録がある。道意は順義の字である。百姓文助の家の家族構成を、その五年後の天保六年の別人帳によって確認すると、文助は既に隠居していて、倅の源兵衛が当主となっており、それに源兵衛の女房と倅（源太郎）の四人家族となっている。また、源兵衛の弟鉄五郎の名が付記されていて、同年に比企郡平沼村（現、埼玉県川島町）へ智養子に入ったと記されている。沼田一斎は、林信海に宛てた書簡のなかで、「老父文助」「兄源兵衛」「兄鉄五郎」などと記しており、三代治が一斎と同一人物であることは間違いない。一斎は

文助の子として、源兵衛と鉄五郎の弟として赤尾村に生まれ、一七歳まで赤尾村で育ったのであった。以下、一斎の実家を仮に源兵衛家と呼ぶことにする。同家の持高は、文政年間には二七石余で村内約一五〇軒中八位<sup>(1)</sup>、嘉永年間には二五石余で村内七位であり、村内でも上層に位置する家であった。

一斎の養父順義は、天保四年以降に江戸湯島へ転居したとされるが、一斎はその後も川越に留まり、川越鍛冶町および江戸町にて医師として生活していたとみられる。そして弘化二（一八四五）年八月二四日、一斎は藩医として川越藩に召し抱えられた。川越藩日記の同日条によれば、一斎は「無格之医師」として七人扶持を受け、同時に前橋詰が命じられたという<sup>(13)</sup>。そして間もなく、一斎は前橋へ転居し、藩医としての新たな生活を始めた。このように一斎は、養父の順義とは離れて生活しており、経営も独立していたようである。

さて、赤尾村の「縁組送引取算帳<sup>(14)</sup>」には、川越鍛冶町沼田一斎娘「ふさ」が、天保一四年九月に、一四歳で源兵衛の養女となったこと、およびその二年後の弘化二年に、同人が離縁されて実家へ戻ったことが記録されている。このうち後者の離縁については、林信海の日記の、弘化二年九月二四日条に、「江戸町ニおいて沼田一斎ニ面談、明後廿六日、同人娘ふさ貰戻し願いたし呉候様申之ニ付、下書受取」とあり、実父の一斎から貰い戻しを願い出たことが分かる。一斎が藩医に取り立てられた一月後のことであり、関連が予想されよう。一斎と赤尾村および実家との関係を考えるうえで、娘ふさの存在は一つのポイントとなるはずであり、後段で検討を加えたい。

## 2 名主林家との関係

赤尾村の名主を代々世襲する林家に、文化元（一八〇四）年に生まれた林半三郎信海は、一斎よりも一歳年長である。彼は天保一〇（一八三九）年から、外出時の金銭出納や、会った人物、話した内容などを詳細に記した外出時

表1 弘化2年の日記の一斎関係記事

月	日	場所	日記の原文
1	11	川越	留守
1	12	川越	留守
1	22	川越	江戸町裏一斎方へ立寄、証文老本渡ス、但し田畑流地ニ渡シ候書付也、表紙付候書冊共受取、帳面一冊年玉与して呉候故得之
2	9	川越	江戸町一斎方へ行、被頼表紙付之書籍拾老冊差置候、尤留守ニ付書置いたし、扇子式本為進物は者扇面屏風はり候由ニ付為進物
2	18	川越	久々面談、酒肴飯迄被振舞、種々書籍見之、表紙直し可遣分八冊受取荷帰ル
3	22	川越	表紙付候書籍八冊并忍城雅士翁満書扇子一本為進物、例之留守、同人妻ニ渡シ
4	5	川越	留守
4	13	川越	酒飯之馳走ニ成り
5	6	川越	借候書籍手紙添返し
6	1	川越	酒壺合被振舞、刀脇差杯見之、九ツ時分迄遊び居
6	17	川越	酒飯之馳走ニ成り
6	23	川越	源氏物語若菜上下巻ヲ借、酒被振舞 (6/25「井上多藏へ、昨日一斎なかり来り候源氏若菜上下巻持行又かしたいし候事」)
7	16	川越	酒之馳走ニ成り、明後十八日同人娘之義双方より可奉願上旨及申談
9	6	川越	江戸町裏沼田一斎事、八月廿四日大役人医師ニ御取立ニ相成、御扶持七人御給金五両、前橋勝手被仰付当月末ニ者彼地へ引越候由、昨夕書状至来ニ而荷物包候古依古筵等無心ニ付、馬ニ大豆付、中荷ニうち令挽連行、一斎留守妻ニ聞之、今日者御老中様方御逢被成度由ニ而、衆判所へ罷出候由、誠ニ冥加至極之仕合与可申候也（中略） 酒肴之馳走ニ成り夕飯迄馳走ニ成り
9	16	川越	留守のもの咄し、明十七日欽明後十八日ニ者其御方へ差上り候趣申居候与之事
9	21	川越	袖拾壺為進物（中略） 夫江江戸町一斎方へ行止宿（中略）一斎他行留守、父文助与酒宴
9	24	川越	江戸町ニおいて沼田一斎ニ面談、明後廿六日同人娘ふさ貰戻し願いたし呉候様申之ニ付、下書受取
9	26	川越	留守（中略）金五両也、沼田一斎へ渡ス

専用の日記をつけている。<sup>(15)</sup> これを用いて、一斎との交流の様子を少し窺ってみよう。

「表1」は、弘化二年の日記から一斎に関する記事を抽出したものである。一斎は同年九月末に前橋へ引っ越したため、それ以降に一斎はまったく登場しない。年初から九月末までの九ヶ月間、信海は川越の一斎のもとを計一八回訪ねている。一斎が留守の場合もあるが、一斎と会えば、ほぼ例外なく酒飯の馳走を受け、歓談している。歓談の席では書物や刀剣を鑑賞し、また書物を借り受けることもあった。前年の弘化元年一月一九日の日記には、「書物数多見之、平生望之黒羽屋御蔵板日本書

紀十六冊、「買受候対談」と、一斎の蔵書の購入を検討したことが記録されている。また天保一〇年五月一日には、「本居宣長像之表具ヲ頼ミ置、代金老朱也」との記録もある。信海と一斎とは、国学への関心を共有しており、親密な関係を築いていたことが窺える。

しかしまた、「表一」によれば、一月二日に信海から一斎へ流地証文が渡されていることが分かる。はじめに述べた通り、林家にとっての沼田一斎は、重要な金銭借用先でもあった。次にこの点を検討していこう。

まずは、林家と一斎との間で取り交わされた金銭借用証文を二点掲げ、そこから取引の性格を確認しておきたい。なお、ここに掲げた史料は、いずれも信海が林家当主となる以前のものであり、林半三郎とは信海の父信豊を指し、信海は為三郎を名乗っている。

〔史料<sup>16</sup>一〕

預り申金子証文之事

一、金式拾五両也 但文字金也

右者貴殿実父文助殿養育金之内、書面之通り儘ニ預り置申処実正也、利足之儀者老割之割合ヲ以相渡可申候、尤文助殿小遣等ニ被差支候節者、元不切迄者用立可申候筈、若御入用之節者何時成共元利共ニ相返し可申候、為後日金子預り証文仍而如件

天保五甲午年七月

赤尾村

預り主

林半三郎 (印抹消)

証人

為三郎 (印抹消)

川越志義町 沼田一斎殿

〔史料2〕<sup>(17)</sup>

養育金子預り証文之事

一、金百両也 通用文字金

右者其許様御養育金之内、我等無抛入用有之ニ付御無心申入、書面之金子唯今慥ニ預申候処実正ニ御座候、何時成共御入用之節者、早速返納可致候、万一滞候ハ、我等持高田畑加印之者上ニ而売捌、無遅滞金子ニ而皆済可仕候、為後日養育金子預り証文仍而如件

天保十年亥正月

赤尾村

預り主

林半三郎

印

引受人

藤右衛門

印

証人

清右衛門

印

おふさとの

前書預り金之儀者年々老割之利子差上可申候、以上

亥正月廿三日

右村

林半三郎

印

鍛冶町 沼田一斎殿

藤右衛門

印

〔史料1〕では、実父文助養育金のうち二五両を、一斎から借用している。〔史料2〕では、一斎の娘ふさの養育金のうち一〇〇両を、ふさから借用している。ただし後者についても、一斎との間で利足の取極めがなされており、実

川越藩医沼田一斎と故郷の村（小松）

表 2 林家文書に残る一斎関係証文

年	月	借額	宛先	名目	年利	土地書入	備考	史料 No.
天保 5 年	1 月	5 両	沼田一斎	文助養育金	1 割	なし	印を抹消	4450
天保 5 年	7 月	25 両	沼田一斎	文助養育金	1 割	なし	印を抹消	4451 [史料 1]
天保 10 年	1 月	130 両	おふさ	ふさ養育金	1 割	なし	印を抹消	4458
天保 10 年	1 月	100 両	おふさ	ふさ養育金	1 割	なし		4480 [史料 2]
天保 15 年	1 月	45 両	おふさ	ふさ養育金	3年間無利足 以後 1 割	田地 2 町 8 反余	嘉永 3 年に書替	2918
天保 15 年	1 月	100 両	おふさ					2919
嘉永 3 年	1 月	45 両	おふさ	ふさ養育金	1 割	田地同上	安政 4 年に書替	2871
嘉永 3 年	1 月	100 両	おふさ					2872

際の金主は一斎だったと考えて間違いない。このように一斎との間で取り交わされた証文は、いずれも一斎の身内の養育金という名目が付されており、一斎の養父である三芳野検校が、嗣子の一斎へ渡した養育金が運用されていたと考えられる。

これを踏まえ、次に、林家文書に残る一斎に関係する金銭借用証文を整理した「表 2」を見よう。証文はいずれも原本であり、書替により失効した証文が林家に保管されたものと考えられる。この表からまずは、すべての証文に養育金の名目が付されていることを確認してほしい。最も古い証文は、天保五年一月付の、五両と二五両の借用証文である。順義が検校になったのが前年の天保四年であり、その後から借用がはじまったものと見られる。その後、天保一〇年には一〇〇両の証文（「史料 2」）に書き替えられ、天保一五年には二通で合計一四五両にまで借用額が膨らみ、ここではじめて担保として田地が差し出されている。

天保一五年の証文の下書と思われる史料には、「当卯（天保一四年）十二月十六日夜、一斎事我宅へ来り、於奥座敷ニ示談之上、此下書共認メ候<sup>(18)</sup>との覚書があり、一斎との直接交渉によって証文が作成されたことが分かる。このとき同時に作成された「おふさ引当テ地所覚<sup>(19)</sup>」という史料では、ふさへ担保として差し出された田地の入口米（年貢諸掛十小作米）が計算され、そこから年貢諸掛が引かれ、一四両三分二朱二九〇文の作徳が計上されている。借付金の利率は年一割とされているから、借用総額の一四五両の利足額とほぼ一致している。嘉永三年に書き替えられた証文



表3 「高改帳」にみる、ふさ及び関係する家の持高

文化5年高改帳 (文政9年の持高)	×	文助・源七 27石7斗6升	
文政9年高改帳 (弘化2年の持高)	ふさ 20石5斗4升	文助倅源次郎 5石1斗8升	
嘉永5年高改帳 (同年の持高)	×	源兵衛 25石7斗2升 (内8石7斗9升 ふさ分)	
嘉永6年高改帳 (同年の持高)	ふさ分 8石7斗9升	源兵衛 16石9斗2升	
嘉永7年高改帳 (同年の持高)	ふさ分 7石8斗5升	源兵衛 16石9斗2升	
弘化2年高改帳 (文久元年の持高)	源兵衛内ふさ 8石7斗9升	源兵衛 16石9斗2升	
文久元年高改帳 (明治初年の持高)	×	源兵衛 30石4斗1升	源兵衛内鉄五郎 4石3斗1升

注 「高改帳」は、持高が変動する度に書き替えがなされているため、現在確認できるのは、帳簿が新しいものに改訂される直前の持高である。そのため、何年の持高であるのかを、カッコ内に注記した。

は、額も担保もまったく同じであり、少なくとも安政四年までは、その関係が続いている。  
 このように一斎は、林家に金銭を貸し付け、担保にとった田地から利足分の作徳を毎年獲得する存在として、林家と対峙していたのであった。

## 二 赤尾村の所持地

### 1 ふさ所持地の性格

赤尾村の土地帳簿である「名寄帳」や「高改帳」には、天保期から「鍛冶町ふさ」という土地所持者が登場する。それはもちろん、一斎の娘ふさの所持地であろう。次にこの所持地の性格を明らかにすることで、一斎と赤尾村との関係を検討していきたい。

「表3」は、「高改帳」から、ふさとそれに関係する家の持高を抜き出したものである。「高改帳」にふさが登場するのは、文政九〇弘化二年まで使用された「高改帳」からであり、帳簿が改訂された弘化二年段階で、持高二〇石余になっている。嘉永五年「高改帳」では、源兵衛家の持高の内に「ふさ分」が含まれ、同六年・七年には再び独立して記載されている。そして

表4 ふさ所持地の土地片一筆ごとの変遷

地目	畝	歩	石	名寄帳			慶応元年証文 の譲渡先
				元地主	取得年	付箋・追記	
上田	9	19	1.16	源兵衛	卯 天保 14	「壬子(嘉永5年)改 源兵衛支配 乙丑(慶応元年) 源兵衛ト成」	源兵衛
上田	4	25	0.58	源兵衛	卯 天保 14	(同上)	源兵衛
中田	25	6	2.52	源兵衛	卯 天保 14	(同上)	源兵衛
中田	11	3	1.11	源兵衛	卯 天保 14	(同上)	源兵衛
中田	5	3	0.51	源兵衛	卯 天保 14	(同上)	源兵衛
下田	12	3	0.97	源兵衛	卯 天保 14	(同上)	源兵衛
下田	11	21	0.94	源兵衛	卯 天保 14	(同上)	源兵衛
下田	10	15	0.84	源兵衛	卯 天保 14	(同上)	源兵衛
下田	7	29	0.64	源兵衛	卯 天保 14	(同上)	源兵衛
下田	6	10	0.51	源兵衛	卯 天保 14	(同上)	源兵衛
下田	5	29	0.48	源兵衛	卯 天保 14	(同上)	源兵衛
下田	3	8	0.26	源兵衛	卯 天保 14	(同上)	源兵衛
下田	2	12	0.19	源兵衛	卯 天保 14	(同上)	源兵衛
下田	2	9	0.18	源兵衛	卯 天保 14	(同上)	源兵衛
下田	2	8	0.18	源兵衛	卯 天保 14	(同上)	源兵衛
下田	1	20	0.13	源兵衛	卯 天保 14	(同上)	源兵衛
下田	10	0	0.80	豊吉	卯 天保 14		(たき)
下田	9	3	0.73	豊吉	卯 天保 14	「鉄五郎ト成ル」	鉄五郎
下々田	14	13	0.87	豊吉	卯 天保 14	(同上)	鉄五郎
下々田	8	27	0.53	豊吉	卯 天保 14	(同上)	鉄五郎
下々田	4	0	0.24	豊吉	卯 天保 14	(同上)	鉄五郎
下田	9	5	0.73	半三郎	巳 弘化 2	(同上)	鉄五郎
下田	10	26	0.87	半三郎	巳 弘化 2		(たき)
下田	9	29	0.80	半三郎	巳 弘化 2		(たき)
下田	6	20	0.53	半三郎	巳 弘化 2		(たき)
下田	1	0	0.08	半三郎	巳 弘化 2		(たき)
下田		20	0.05	半三郎	巳 弘化 2		(たき)
下田	26	0	2.08	半三郎	辛酉 文久 1		(たき)
中畑	4	15	0.27	源兵衛	卯 天保 14	「壬子(嘉永5年)改 源兵衛支配 乙丑(慶応元年) 源兵衛ト成」	源兵衛
中畑	3	27	0.23	源兵衛	卯 天保 14	(同上)	源兵衛
下々畑	7	18	0.15	源兵衛	卯 天保 14	(同上)	源兵衛
下畑	1	25	0.07	源兵衛	卯 天保 14	「鉄五郎ト成ル」	鉄五郎
下畑	6	15	0.26	源兵衛	卯 天保 14	(同上)	鉄五郎
下畑	1	2	0.04	源兵衛	卯 天保 14	(同上)	鉄五郎
下畑	4	0	0.16	源兵衛	卯 天保 14	(卯年に源兵衛が請戻)	
下畑	4	3	0.16	源兵衛	卯 天保 14	(卯年に源兵衛が請戻)	
下畑	2	28	0.12	豊吉	卯 天保 14		(たき)
下畑	20	20	0.83	豊吉	卯 天保 14		(たき)
下畑	1	0	0.04	豊吉	卯 天保 14	「鉄五郎ト成ル」	鉄五郎
下々畑	5	20	0.11	豊吉	卯 天保 14		(たき)
下畑	1	0	0.04	文蔵	卯 天保 14	「鉄五郎ト成ル」	鉄五郎
下畑	2	4	0.09	文蔵	卯 天保 14	(同上)	(たき)*
下畑	2	0	0.08	文蔵	卯 天保 14	(同上)	鉄五郎
下々畑	4	18	0.09	文蔵	卯 天保 14	(同上)	鉄五郎
中畑	8	22	0.52	半三郎	巳 弘化 2		(たき)

\*名寄帳では後に加筆される形で鉄五郎への譲渡が記されていることから、慶応元年の証文作成の後に追加譲渡されたものと思われる。

明治初年に至ると、ふさ所持地は消滅し、代わって「源兵衛内鉄五郎」が新たな土地所持者として現れる。「表4」は、「名寄帳」から、ふさ所持地の土地片一筆ごとの情報を抜き出したものである。ふさ所持地は、天保一四年に源兵衛・豊吉・文蔵の三家から土地を獲得して成立した。量的には、一斎の実家である源兵衛家の元所持地が

大半を占めている。その後、弘化二年に、林家から新たに土地を獲得し、持高は二〇石余に至る。<sup>(21)</sup>

ふさ所持地が成立した天保一四年の、林家の日記一月二六日条には、「藤右衛門者一斎方へ田畑引渡し申義ニ付行呉候」との記事があり、田地の引き渡しが行われたことが分かる。藤右衛門は林家の分家であり、信海の代理人であろう。弘化元年一〇月五日条には、「沼田一斎方へ立寄、小作検見之事及申談」との記事があり、一斎が地主経営に関わっている様子が窺える。そして、ふさ所持地が規模を大きく拡大させた弘化二年には、前述のように、林家から一斎へ流地証文が渡されていた。以上から、ふさ所持地とは、実際には一斎の所持地であったことが明らかであろう。ふさが源兵衛家の養女となったのは、ふさ所持地が成立した直後の、同年の九月である。一斎は娘を養女に入れ、自身は直接の土地所持者とはならず、娘名義で土地を所持したわけである。おそらくは、形の上で娘を赤尾村の一員とすることで、土地所持に支障をきたさぬよう図ったのであり、実際には、ふさも一斎とともに鍛冶町に住み続けたと考えられる。ところが、一斎が藩士に取り立てられたことで、このような形だけの養女は成り立たなくなり、弘化二年にふさは実家へ貰い戻されるに至ったのであろう。しかし離縁後も、赤尾村の土地帳簿類には、源兵衛家の口座に「ふさ分」が別記されたり、「源兵衛内ふさ」との肩書きで所持高が記されるなどしており、ふさ所持地は、表面は源兵衛家の所持地とされながら、内々に残り続けたのであった。

ふさ所持地が成立した天保一四年には、一斎の実兄である源兵衛から、赤尾村の村役人に宛てて、次のような証文が提出されている。

〔史料3〕<sup>(22)</sup>

### 入置申一札之事

川越藩医沼田一斎と故郷の村(小松)

一此度当村之地所、川越鍛冶町おふさ殿質流地ニ被引取候処、他所之義ニ付、おふさ殿方被相頼、右地所之儀者、私引受世話仕、御年貢御上納者不及申、村并之諸役貫物等其外上納向諸事世話仕候処実正ニ御座候、然ル上者、掛り合之地所ニ付、以後御役前者不及申、村方へ御苦勞御損毛等決而相掛ケ申間敷候、万一如何様六ヶ敷義出来候共、御差凶次第取斗ひ埒明可申候、為後日仍而如件

天保十四癸卯年三月

赤尾村 引受世話人 源兵衛 ㊦

村御役前 (証人連印 略)

ふさが質流地として獲得した赤尾村の土地について、源兵衛が世話人となって、年貢上納や役負担を行うという。ふさ所持地Ⅱ一斎所持地は、一斎の実家によって管理され、負担が請け負われたのであり、一斎は所持地から作徳のみを獲得したのであった。

## 2 兄鉄五郎とふさ所持地

再び「表3」「表4」を見よう。「表4」の「名寄帳」の情報を整理した部分にある通り、ふさ所持地のうち田地一六筆・畑地三筆には、嘉永五年に「源兵衛支配」、慶応元年に「源兵衛ト成」との付箋が貼られており、またこれとは別に、田地五筆・畑地八筆には、年が不詳であるが、「鉄五郎ト成」との付箋が貼られている。こうした変化と連動するように、「高改帳」を整理した「表3」によれば、嘉永五年と六年の間に源兵衛の持高が約二六石から約一七石へと減少し、代わりにふさの持高が独立して記載されるようになっていく。また文久元年に改訂された「高改帳」

では、ふさ所持地が消滅し、源兵衛の持高が約一七石から約三〇石へと倍増し、そして一斎の兄である鉄五郎が四石余を所持して独立している。

〔表4〕右側の「慶応元年証文の譲渡先」の欄には、林家文書に残る、慶応元（元治二・一八六五）年三月付の三通の土地証文をもとに、そこから明らかとなる土地の譲渡先を整理してある。この証文を、次に掲げよう。<sup>(23)</sup>

〔史料4—1〕

田畑譲状之事

（田畑の地目・反別・字名 略）

右之田畑、たき女名前にて我等所持有之候処、此度貴殿江相讓申候所実正也、然ル上者、御年貢者不及申、諸勤物等不残貴殿方ニ而相納、永御所持可被成候、右地所ニ付脇々妨等無御座候、尤我等兄弟之信義を以相讓候田畑ニ付、質物書入等之義者決而被成間敷候、我等子孫ニ至迄格別之不仕合等御座候節ハ、無御見捨相応之御助成可被成候、此段御子孫へも御申継可被下候、為後日依而如件

元治二乙丑年三月

川越 沼田一斎

兄 鉄五郎殿

（親類証人連名 略）

〔史料4—2〕

田畑譲状之事

（田畑の地目・反別・字名 略）

川越藩医沼田一斎と故郷の村（小松）

川越藩医沼田一斎と故郷の村（小松）

一四

右之田畑、たき女名前ニ而我等所持来候処、比度拙者出生家元之訳ヲ以、其方へ永相讓申候処実正也（中略）

元治二乙丑年三月

川越 沼田一斎

源兵衛殿

（親類証人連名 略）

〔史料4—3〕

田畑世話議定証文

（田畑の地目・反別・字名 略）

右之田畑貴殿御所持ニ御座候所、我等御世話致シ年々御年貢相納メ、残米払金ヲ以諸貫物其外諸懸リ諸役等相払、年々豊凶小作検見等ニ者不拘、年々金五両二分ツ、無相違差上可申候（中略）

元治二乙丑年三月

赤尾村 世話地主 源兵衛

おたき殿

（親類証人連名 略）

一斎が「たき」名前で所持してきた土地について、一通目の証文にてその一部を鉄五郎へ、二通目の証文にて残りの一部を源兵衛へ、それぞれ譲渡するという。「たき」という女性と一斎との続柄は、現在のところ確認できていない。しかし、土地片の字名・地目・反別・石高などが、元ふさ所持地と完全に一致しており、たき所持地＝ふさ所持地であることは明らかである。三通目の証文では、鉄五郎と源兵衛へ譲渡した残りの土地について、源兵衛が「世話地主」となって管理し、年貢をはじめ諸負担を請け負い、年に五両二分を、たきへ作徳として送金する旨が約束されている。たき所持地＝元ふさ所持地＝一斎所持地は、こうして慶応元年に三分割された。

これに先立つ嘉永五年には、前述の通り、これまで源兵衛家の持高の内に含まれていたふさ所持地が二分割され、片方はこれまで通りに源兵衛の持高の内となり、残る片方はふさ所持地として独立して記載されるようになった。嘉永五年には、一体どのようなやり取りがあったのだろうか。

実は嘉永五年には、一斎の実家である源兵衛家で、一つの騒動が起こっていた。一斎の兄源兵衛の跡を継いだ源太郎（相続後は源兵衛と改名）は、養子先から離縁されて源兵衛家に戻っていた兄鉄五郎と仲たがいをし、彼を家から追い出そうとしたのである。一斎は当時は前橋に居住していたが、この対立を仲裁するため、林信海に長文の書簡を認めている。この書簡には、騒動が生じた背景が詳細に説明されており、当時の村社会における次三男の立場など、様々な論点を抽出することができる。しかし本稿では、騒動自体の検討は行わず、ふさ所持地に関する箇所のみを取り上げて、ふさ所持地の性格と、分割が生じた背景を明らかにすることにした。

〔史料5〕<sup>(24)</sup>

隠面田畠之儀者、老父没後者鉄五郎へ遣し、同人老後之手当ニ致候ハ、安心ニ可有之与存、兄弟之よしみを存し、小子寸志にて鉄五郎へ遣し可申旨、八年已前取斗置処、去年八月中鉄五郎参り申候に者、右隠面の腐レ田地者入用嵩、且父没後も受取之儀者迷惑ニ付、此段相断リ候与申、左候得者隠面ハ鉄五郎不用与被存候、乍去此節ニ相成、鉄五郎入用之所存出候ハ、本より差遣し可申与心懸候事故遣し可申候、尤老父存生中者右人上ケヲ以同人小遣等ニ致候事故、鉄五郎自由ニ致させ候事ハ老父不得心ニ御座候、今迄ハ源太郎世話致し来候得共、鉄五郎世話致度候ハ、老父源太等ニ落合之上世話致させ可申候、鉄五郎ニ世話致させ候共、同人上にて他人へ書入ニ致し金子借用致候様なる儀ハ不相成旨老父申上候、鉄五郎世話致させ候内水損等、又者高懸リ等多分相掛リ候共、

小子方へ難題申掛候事ハ不相成候事、○万一此一条出訴等ニ相成候節者、右田地ハ表向文助所持之事ニ御書替可相成候事

一斎は、父文助の隠居面として、八年前に田畑を購入した。その田畑は、文助の死後には、鉄五郎に譲渡するつもりであった。鉄五郎は去年の段階では、これらの田畑は不要と言っていたという。しかし、心変わりをして必要になったのであれば、一斎としては譲渡しても構わない。現在この土地は源太郎が世話をしているが、鉄五郎が世話をしたいのであれば、文助と源太郎の了解を得た上で世話をすればよい。但し、文助が生きているうちは鉄五郎の自由にはさせないし、金子借用のための書入れもさせない。また水損などの被害が出たり、高割役などの負担が多く掛った場合も、一斎は面倒を見ないという。そして最後に、もし訴訟になった場合には、この土地は文助の所持地と書き替えてほしいと断っている。

右の史料から、文助の隠居面田畑について、①天保一五年前後に一斎が購入し、②源兵衛家が管理をしており、③文助所持地としては登録されておらず、④訴訟となったさいに不都合な所持者名で登録されている、といった点を読み取ることができる。そしてこうした条件を満たす土地は、ふさ所持地以外には考えられない。ふさ所持地は天保一四年に成立し、源兵衛家が管理を行い、源兵衛家の養女であったふさが、離縁後も所持者として内々に登録されているのである。

隠居面田畑Ⅱふさ所持地であれば、右の史料の情報をあわせて、嘉永五年・慶応元年の変化を、次のように整理することができる。嘉永五年以前には、源兵衛家がふさ所持地のすべてを管理していたが、同年に、源兵衛が管理する土地と、鉄五郎が管理する土地とに分割された。ただし鉄五郎は、この段階ではまだ源兵衛家の同居人という立場で



あったから、後者の土地は、帳簿上はふさ所持地とされた。慶応元年、鉄五郎は分家を果たし、後者の土地の一部を正式に譲渡され、併せて源兵衛家へも、これまで管理していた土地が正式に譲渡された。そして残った土地は、再び源兵衛家の管理下におかれることになった。

こうしてみると、ふさ所持地とは、一斎の収入源という意味ばかりではなく、実父の隠居後の生活のため、また養子先を離縁された実兄の生活のための土地でもあったことが分かる。検校の嗣子として川越・前橋に暮らした一斎は、実家との関係を保ち続け、実の親兄弟たちの生活を考えて、それを支える手段を講じていたのであった。

### 三 一斎にとつての赤尾村

林家文書には、一斎から信海およびその倅信徒に宛てられた書簡がいくつか現存している。最後にそのいくつかを取り上げることで、一斎にとつての赤尾村のもつ意味を考えてみたい。

次に掲げる史料は、一斎（泰道）から、信海の倅である信徒に宛てて出された書簡である。年欠だが、信海を「亡父様」と記しており、信海が亡くなった文久二（一八六二）年以降のものであることは確実で、後述するように、慶応二（一八六六）年のものと推定できる。長文の書簡であるが、煩を厭わず全文を掲げることにする。

〔史料<sup>(25)</sup>6〕

両度之御状相達、且源兵衛義も十日無滞着仕、貴家御模様御村方之義委曲承知仕候、先以被成御揃弥御安泰御起居被成候条、重畳目出度奉恭賀候、次ニ小子方一同無事罷在申候乍憚御放念可被下候

一 諏訪社手水石之義ニ付段々御心配被下、以御陰奉納無滞相済ミ難有奉存候、右入用金源兵衛義五両拝借仕、跡入用六両三分三朱三百七拾文貴所様上ニテ御立替被下候趣、御厚志之段千万奉多謝候、則此度御立替金六両三分三朱三百七十文、源兵衛借用分五両共合、金拾壹両三分三朱三百七拾文之処へ、金拾貳両差上申候、御請取可被下候、神樂殿御修覆金等之義ハ、源兵衛へ委細相談仕置候間、同人より御聞取可被下候

一章齋助成一条、度々御面倒成ル義相願、種々章齋・源兵衛兩人へも御咄被下難有奉存候、此度源兵衛出府相談之上、年貢御勤物伝馬夫役等ハ源兵衛方ニテ一切引受相勤メ、当年之所玄米四斗三升入五俵、麦六斗入四俵源兵衛よりおふさへ相送り、尤源兵衛馬ニテ無賃ニテ川越穀問屋又水車へなりとも附送り候約束ニ取極メ申候、尤此上格別之荒レ等無之候得者、年々同様相送り可申、違作検見等之節ハ猶又相談仕候約束ニ有之候、尤章齋方も両三年之内ニハ何とか法も相付可申奉存候ニ付、右之通り取極申候、右之段おふさ方へも御序ニ御咄可被成候、右ニテ米麦一日五合扶持にて式人扶持余ニ相成申候、是にて章齋方ニても凌き相立、家業出情致候ハ、申分有之ましくと奉存候

一 氷川田、永島古畑、兼子ビク田三ヶ所ハ、家祖源兵衛時代所持之名寄ニ有之、源兵衛方所持之処、四代目兄源兵衛代ニ貴家へ相渡リ、右ヲ小子方へ御申請之義ニ付、先年源兵衛へハ相返し不申候得とも、私方ニても子供不残相片付、私義も隠居をも致候様ニ相成候ハ、源兵衛方へ相讓可申与存候、此段源兵衛へも申聞置候

一 末女縁談之義委細源兵衛へも内談致置候間、源兵衛より内々御聞可被下候、此義も小子上ニテハ熟談相成候方宜御座候得共、何分末子之我儘育なり、且何事も行届不申、とても農務杯ハ出来不申、尤夫丈之手当ハ致可遣候得共、源兵衛母并ニ妻杯如何心得居候哉難斗、源兵衛へ委しく内談致置候間、御聞被下候上、御勤考可被下候様奉願候

一葉師堂奉額義申上候所、早速御返書御絵図面等も御送り被下候、難有奉存候、二枚之内正面君寿志老方可然奉存候、尤葉師ハくすしの仏ニハ候得共、仏ヲ神之如クニ仕成し額ヲ懸候てハ如何可有之哉、且君寿志老之文字杯も古意ニそむきてハ不宜候間、此義杯ハ石井井上様へも御問合可然御取極可被下候、猶小子方ニても勘考可仕候、額之任立方ハけやき板額縁有之方宜、文字ハコンジヤウカ金字、私名前年号杯も有之方可然、尤文字ハ私したゝめ候間、字くはり書附御直し被下度、木品も来月鉄五郎参り候節、江戸ニて相尋、官品見当り候得者舟ニて御送可申、見当不申候得ハ、御地ニて御見付被下候様仕度、此等之義ハ源兵衛へくわしく申含候、御聞可被下候

一御亡父様悼頭

一義家・忠度両朝臣の類

一兒島高德の侍是等ハ処々頼被置候得共、未集リ不申、取いそき相集め御送り可申候、決して忘失ハ致不申候間、左様御承知可被下候、当秋冬杯御閑も候ハ、御出府御待申上候、乍末御一統様へ宜御願申上候

一西九州之模様、京撰間之事情、更に相分り不申、江戸ハ戎服人月々日々多ク相成り、世ハ西洋風ニ一変致可申与被存候

皇国も唐国ニ一変し、又天竺風ニ一変し、又西洋風ニ一変致候、何れ此上者純一ノ皇国風ニ立戻り候様仕度候、世上見聞之事々物々歎息之事のミ多ク有之、先当分ハ愚弱ヲ守り居候事肝要ニ御座候、申上度事件如山海御座候得共、紙上ニハ難尽候、猶拝眉之節と申上度候、「  
」

七月十九日

泰道

信徒兄 人々

川越藩医沼田一斎と故郷の村（小松）

一条目には、諏訪社への手水鉢の奉納に関することが記される。諏訪社は、赤尾村に三社ある氏子をもつ神社の一つで、林家周辺の家々を氏子とし、源兵衛家も同社の氏子であった。手水鉢の奉納にさいし、六両余を林家が立替え、五両は源兵衛家が林家から借用して入用金にあてたが、今回、一斎が林家に一二両を支払ってこれを返済したという。一斎の資金と、林家の協力のもとで、源兵衛家によって奉納がなされたわけである。<sup>(26)</sup>一斎はさらに、神楽殿の修復にも取り懸ろうとしている。

諏訪社の手水鉢については、他の書簡にも情報がある。やはり年欠の六月二十八日付の書簡では、手水鉢に彫る文字について、一斎が細かく指示をしている。同時にこの書簡には、第二次長州征伐の戦況や、各地で発生している世直し騒動の様子などが細かく記されており、情報収集源としての一斎の位置を再確認できるとともに、書簡の年代を慶応二（一八六六）年と確定することができる。手水鉢の奉納に数年かかるとは考えにくいから、「史料6」として掲げた書簡も、慶応二年七月のものと考えて間違いなからう。

諏訪社についてはさらに別の書簡で、「諏訪神社神主取立候様仕度、御村御氏子中落合御願被下候ハ、川越御役場へ小子手ヲ入候様可仕候<sup>(28)</sup>」と、神主を取り立てることを積極的に勧めており、一斎自らが川越藩への働きかけを行うことも厭わないという。このように赤尾村は、一斎にとっての国学の実践の場であった。

二条目では、一斎の嗣子と思われる章斎のことが記される。章斎の助成のため、源兵衛が年貢諸掛を負担する土地から、毎年米と麦をふさに納める。具体的には源兵衛家の馬にて川越の米穀問屋や水車へ売却し、代金を納入する。章斎はこの収入によって、しばらくの間は生活を成り立たせ、家業に出精するという。この土地は、慶応元年の証文によって、源兵衛家に管理が任された、たき所持地<sup>29</sup>ふさ所持地<sup>30</sup>と考えて間違いなからう。

三条目は、源兵衛家が林家に売却した田畑の請け戻しに関する記述である。源兵衛家は請け戻しを断念したが、これを一斎が請け戻すという。一斎は、自分の子供が片付いたら隠居するつもりであり、その際にはこの田畑を源兵衛家に譲渡するつもりなのだという。

四条目では、一斎の末子の娘の縁談について述べられる。縁談の詳しい内容は読み取れないが、明治初年の戸籍には、源兵衛家の長男の妻に「前橋藩士族沼田一斎三女」がおり、一斎にとって又甥にあたる相手との縁談であったことが分かる。

五条目では、林家の屋敷内にある薬師堂の額に関する意見が述べられ、八条目では南北朝時代の南朝方の英雄とされる児島高德のことが記される。そして九条目では、世の中が西洋風になっていくことへの危機感・嫌悪感が示される。これらは当時の国学者の意識をよく表していると言えよう。信海・信徒親子と一斎の関係に、国学が大きな位置を占めていたことは明らかである。

この書簡からは、幕末維新期の社会を考えるうえでの様々な論点が見出せるが、本格的な検討は今後の課題とし、ここでは赤尾村の土地の問題を少し掘り下げてみたい。以下、これに関連する書簡を三点掲げる。

〔史料<sup>(29)</sup>7〕

(前略)

一当年者違作之処、利金百金ほとも御渡し被下候旨、源太より承知仕難有奉存候、同人より申上候、中山田地之義者、割合ニ当リ不申候間、先見合ニ致し申候、何分他村ニてハ後年ニ至安心不仕候、何れ御村内ニ仕度奉存候 (後略)

川越藩医沼田一斎と故郷の村 (小松)

〔史料8〕<sup>(27)</sup>

（前略）小生義も是よりハ在府仕、老年ニハ御村方へ引込可申、前橋相続ハ章斎ニ仕候事ニ相決、当暮願書差出申候、御安心可被下候、貴兄ニハ何れ御勘考、御妻子御儲被成候様奉存候、申上度事件山海御座候得とも紙上ニ難尽、猶拝顔之節ニ申上度候、委細源太郎より御聞可被下、恐々頓首

十二月九日

泰道

信徒殿

〔史料9〕<sup>(28)</sup>

別紙申上候玄城義ニ付呉々も御深情之段奉大謝候、扱源太より兼々御願置候田畑之義、貴所様外より御取入ニも相成候御地面有之由御座候ハ、何れ御ゆつり被成下候様奉願候、近々世態も相変、藩之扶助米も少く相成、章斎方へ録之半分ヲ相渡し候ニ付、私方にて下女一人差遣候ても扶持米足り不申、市米を買入今日を暮し候次第、往々之所甚当惑ニ及候半与存候間、くれ々も地面之義奉懇願候、委細ハ源太郎より可申上候、以上

〔史料7〕は年欠であるが、前略部に娘の縁談が無事済んだことへの礼が述べられており、前掲「史料6」からしばらくのち、そう遠くない年のものと考えられる。赤尾村から川を挟んだ対岸の中山村に購入できる田畑があったが、割に合わないとしてこの購入を見送ったという。そして、他村の土地は安心できず、赤尾村の土地を取得したいと述べている。

「史料8」も年欠であるが、前略部に娘の縁談に関する礼や、「御一新追々御行届」などの文面が見られ、「史料7」と同時期のものと考えられる。一斎は近々江戸へ赴任する予定だが、将来は前橋藩の藩医の職を章斎に譲り、赤尾村に戻って隠居することに決めたのだという。

「史料9」は、包紙に「林様 沼田拜」とあるだけで、宛先も日付もないが、六月一九日付の信徒宛ての書簡と共にまとめられている。六月一九日付の書簡の方には、「百九拾両之証文御遣被下、巳ノ暮迄之所拾三両之分御送り被下、銚子落手仕候」とある。この巳年について、信徒宛であるから、信海が亡くなった文久二年以降のものであることは確実で、両の単位を使用していることから、明治二年以外に考えられない。よってこの書簡は、明治三年のものと確定できる。共にまとめられていた「史料9」も、同年の作成である可能性が高い。史料によれば、藩の扶持米は少なく、それを章斎と分割するため、米が足りず、やむを得ず米を購入していて、生活は楽ではないという。そのため、購入できる田畑があれば、これを購入したいと願っている。

以上三点の書簡からは、赤尾村の土地が一斎にとって特別な意味を持っていたことが読み取れる。一斎が求めているのは、土地一般ではなく、赤尾村の土地なのであった。それは、実家の源兵衛家による安定した管理が可能であるからであり、実の親兄弟の生活を支援するためにも、将来の村での隠居生活のためにも、必要とされたからであった。一斎は、検校を養父にもち、藩士でありながら田畑を所持し、農業経営は行わずに作徳だけを得て、それを一つの収入源としており、さらには林家に多額の金銭を貸し付けて利金を獲得した。そのあり様は、金融資本そのものといえる。しかしその関係は、赤尾村との間に限定のものである。一斎は、広く地域社会一般を覆い、地域経済を牛耳るような存在ではなかった。赤尾村が一斎の故郷の村であったからこそ、一斎との間にこうした関係が形成されたのであり、林家との国学を通じた親密な関係も、それを前提として展開したものであったのである。

## おわりに

林家の日記には、林信海が沼田一斎から入手し、その旨を注記してある情報がいくつも記録されている。例えば弘化二年には「御勘定御奉行四王天俵助様へ、御手代某様写上ヶ書付、当四月十三日沼田一斎御拝借いたし置候ヲ、内々かり持帰宅、同十四日写之置もの也」と注記された、異国船に関する詳細な情報が写し取られている。<sup>(32)</sup>一斎は、藩の勘定奉行から書付を直接借り出すことのできる立場にいたのであり、信海にとって一斎が重要な情報収集源であったことに疑いはない。そして本論中に見た通り、一斎と信海は、国学への関心を共有するなかで、書物を閲覧・貸借し、書簡などで意見を交換し合っており、そこには「知識人としての交流」という面をはっきりと確認できる。

しかし、一斎と信海の関係は、「文化的ネットワーク」として一般化できるものではない。一斎にとって、実家のある赤尾村は、安定した収入を生む基盤であり、国学の実践の場であり、老後に帰るべき故郷であった。そして赤尾村との深い繋がりが保たれるなかで、名主である信海との親密な関係も展開したのであった。

身分制社会である近世社会において、人は家を単位として把握される。家の当主になれなかった兄弟たちは、分家が行われない限り、同居人という立場にしかなれないのであって、多くは他家の養子に入るなどして、村から出ていかざるを得なかった。しかし彼らの多くは、村を出たのちも実家との繋がりを保ち、いわば村社会の外縁部に存在し続けることになる。村の内と外をつなぐ彼らとの関係は、情報の伝達を考えるうえでも重要な意味をもつはずである。またそれは、村社会の動向や、人びとの意識の変化などを検討するにあたって、一つのポイントにならう。本稿の内容は、後者についても豊富な論点を含んでいるが、その本格的な検討は別の機会としたい。



註

- (1) 宮地正人「幕末の情報収集と風説留」(『週刊朝日百科日本の歴史・別冊 歴史の読み方6 文献史料を読む・近世』朝日新聞社、一九八九年)、引用箇所は四五頁。
- (2) 宮地正人「風説留から見た幕末社会の特質」(『思想』八三二、一九九三年、のちに同『幕末維新期の社会的政治史研究』岩波書店、一九九九年に収録)、引用箇所は著書一三三頁。
- (3) 小野将「日本近世の政治文化」(歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題 一九八〇—二〇〇〇年Ⅱ 国家像・社会像の変貌』青木書店、二〇〇三年)、引用箇所は二八一頁。
- (4) 太田富康「ペリー来航期における農民の黒船情報収集」(『埼玉県立文書館紀要』五、一九九一年、同「幕末期における武蔵国農民の政治社会情報伝達」(『歴史学研究』六二五、一九九一年)、いずれものちに同『近代地方行政体の記録と情報』(岩田書院、二〇一〇年)に収録。
- (5) 拙稿「村方地主経営にみる近世後期関東の地域社会構造」(『学習院史学』五〇、二〇一二年)。
- (6) 加藤康昭『日本盲人社会史研究』(未来社、一九七四年)。
- (7) 小野将「日本近世の政治文化」(前掲)二七八頁。
- (8) 以下の説明は、『川越の人物誌 第二巻』(川越市教育委員会、一九八六年、当該箇所執筆者は山野清二郎氏)に拠った。
- (9) 文政二〜天保一〇年「縁組引取送覚帳 三番」(林家文書五二七)(埼玉県立文書館寄託、以下「林」と略記)。
- (10) 天保六年「人別御改帳」(林五八三)。
- (11) 文化五年「村中家別高帳」(林二五七九)。
- (12) 嘉永五年「三組下家別高書分ケ」(林一〇四六)。
- (13) 「弘化二己 記録」(前橋市立図書館所蔵前橋藩松平家記録一九八、筆者が利用したのは埼玉県立文書館蔵の写真版であり同館の整理番号はC二二八〇)。
- (14) 天保一〇〜明治二年「縁組送引取覚帳 四番」(林五二八)。
- (15) 天保一〇〜二二年「万事記録」(林二四九二)、天保一三〜一四年「他出中万記録」(林二四九四)、天保一五〜嘉永元年

川越藩医沼田一斎と故郷の村(小松)

「他出雅俗記録」〔林二四九三〕。

- (16) 天保五年「預り申金子証文之事」〔林四四五二〕。
- (17) 天保一〇年「養育金子預り証文之事」〔林四四八〇〕。
- (18) 天保一五年「預り申金子証文之事」〔林四四五九〕。
- (19) 天保一四年「おふさ引当テ地所覚」〔林一六七〇〕。
- (20) 文政一二年「田方名寄帳」〔林二五六八〕、文政一三年「畑方坪屋敷名寄帳」〔林二五六三〕、同年「畑方名寄帳」〔林二五六二〕。
- (21) この土地は、前年に源兵衛家から林家に譲渡されたものであることが、林家に残る質流地証文〔林四〇九二〕および「名寄帳」から判明する。すなわちこの土地取引は、一斎による事実上の土地請け戻しであった。
- (22) 天保一四年「入置申一札之事」〔林五〇六九〕。
- (23) 弘化一〇明治六年「田畑質流帳」〔林二五四〇〕。
- (24) 年次「字勝瀬町源兵衛家内もめ一件外」〔林六八七〕。
- (25) 年欠「諏訪社手水石之儀其外ニ付書状」〔林八九八三〕。
- (26) 現在も赤尾の諏訪神社には、慶応二年に奉納された手水鉢が現存しており、願主として「川越藩 沼田一斎泰道」・「当所 大澤源兵衛」の名が彫られている。
- (27) 年欠「盟鉢之義其外ニ付書状」〔林八九九九〕。
- (28) 年欠「源兵衛帰国ニ付書状」〔林九〇〇三〕。
- (29) 年欠「利金御渡被下候旨承知ニ付書状」〔林九〇二三〕。
- (30) 年欠「源兵衛帰国ニ付書状」〔林九〇〇三〕。
- (31) 年欠「玄城儀宮川藩へ召抱ニ付書状」〔林九〇〇四一〕。
- (32) 天保五〃弘化二年「公用日記留」〔林一六〇一〕。